

# 女性の力生かす「全員活躍」の職場づくり



## 人に合わせた工程で生産性向上

4月に施行される改正女性活躍推進法では、従業員101人以上の企業に行動計画策定と情報公表が義務化される。企業は育児・介護との両立支援や柔軟な働き方、女性管理職登用の拡大など、全員が活躍できる環境整備が求められる。女性活躍・全員活躍の労働環境づくりは、誰もが能力を発揮できる組織を実現するための基盤であり、組織の生産性向上にもつながる。多様な人材の活躍促進の施策を展開する愛知労働局の小林洋子局長と、企業で全員活躍を推進するトヨタ自動車サステナビリティ推進担当の大塚友美統括部長に、これまでの取り組みと課題、今後の展開などを聞いた。

トヨタでは、この問題をどう捉えていますか。  
大塚 トヨタでは以前から「全員活躍」を掲げ、一人一人が成長の機会を持ち、みんなに認められていると感じる職場づくりを目指してきま

トヨタ自動車  
サステナビリティ推進担当

大塚 友美 統括部長

愛知労働局

小林 洋子 局長

## 多様な人が能力発揮できる仕組みを



まず小林局長から、愛知県内の多様な人材活躍促進の状況と今の課題をどう捉えているかを教えてください。

小林 愛知労働局は、「多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取り組み」を行政運営の三本柱の一つに掲げています。生産年齢人口が減少し人手不足が深刻化する中、性別や年齢、個別の事情に関わらず多様な人材が活躍する社会の実現が不可欠です。

愛知県では女性の就業率は高いものの、管理職の女性比率は過去3年平均でわずか6.4%と全国最低水準。男女の賃金差異も73.7%と全国を下回っています。裏を返せば、女性の潜在力が最も大きい地域だとも言えます。その力を生かさない手はありません。

「愛知県内の企業の現状はどのような感じでしょうか。」  
小林 男女差の背景にあるのはアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)だと思います。2024年に実施した「女性に選ばれる地域づくりに向けた車座対話」では、「女性が夜勤を望むか否か」と聞かれる「出産適齢期の女性には長期プロジェクトは難しい」といった声は今も現場にあると分かってきました。

「トヨタの取り組みを聞かれていますか。」  
小林 女性活躍を目的に始めた取り組みが、結果として全員にとって働きやすい環境をつくり、生産性まで上げた。これは理想的な好循環だと思います。

「トヨタの事例をお聞かせください。」  
大塚 おしやそとおり、悪気なく「配慮」してしまっているケースがあります。だからトヨタでは組織のリーダーが一人一人と対話を重ねることを大切にしました。「今まで思い込みで判断していた」「気が多かったです」という声をたくさん聞きました。まず事実を確認することがトヨタの基本動作です。

「これから取り組む企業に向けたアドバイスをお願いします。」  
大塚 「全員活躍」は旗印があるから実施するのではなく、企業の持続可能性向上のための取り組みです。今後の労働力確保に重要であることはもちろん、生産性の向上や多様な視点から生まれる新しいアイデアを通して競争力強化にもつながります。当たり前のことをやることは簡単ではありませんが、取り組みを進めることで、ポジティブな変化が生まれると確信しています。

企画・制作 中部経済新聞社 企画開発局

女性活躍推進法が改正されました！

令和8年4月1日から施行

## 「男女間賃金差異」と「女性管理職比率」の公表義務が拡大

女性活躍推進法とは 女性の職業生活における活躍の推進のため、民間事業者及び国・地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を定めた法律です。

**情報公表の必須項目の拡大**

情報公表の必須条件が拡大されます。これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。(従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。)

| 企業等規模     | 改正前                  | 改正後  |
|-----------|----------------------|--|
| 301人以上    | 男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表 | 男女間賃金差異及び <b>女性管理職比率</b> に加えて、2項目以上を公表         |
| 101人～300人 | 1項目以上を公表             | <b>男女間賃金差異</b> 及び <b>女性管理職比率</b> に加えて、1項目以上を公表 |

※その他法改正の内容として、えるぼし認定基準の見直し、えるぼしプラス認定の創設、職場における女性の健康支援が盛り込まれました。

↑ 詳しい改正内容につきましては、こちらからご覧ください。

お問い合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 (TEL: 052-857-0312)